

令和3年度予算について（6月補正後）

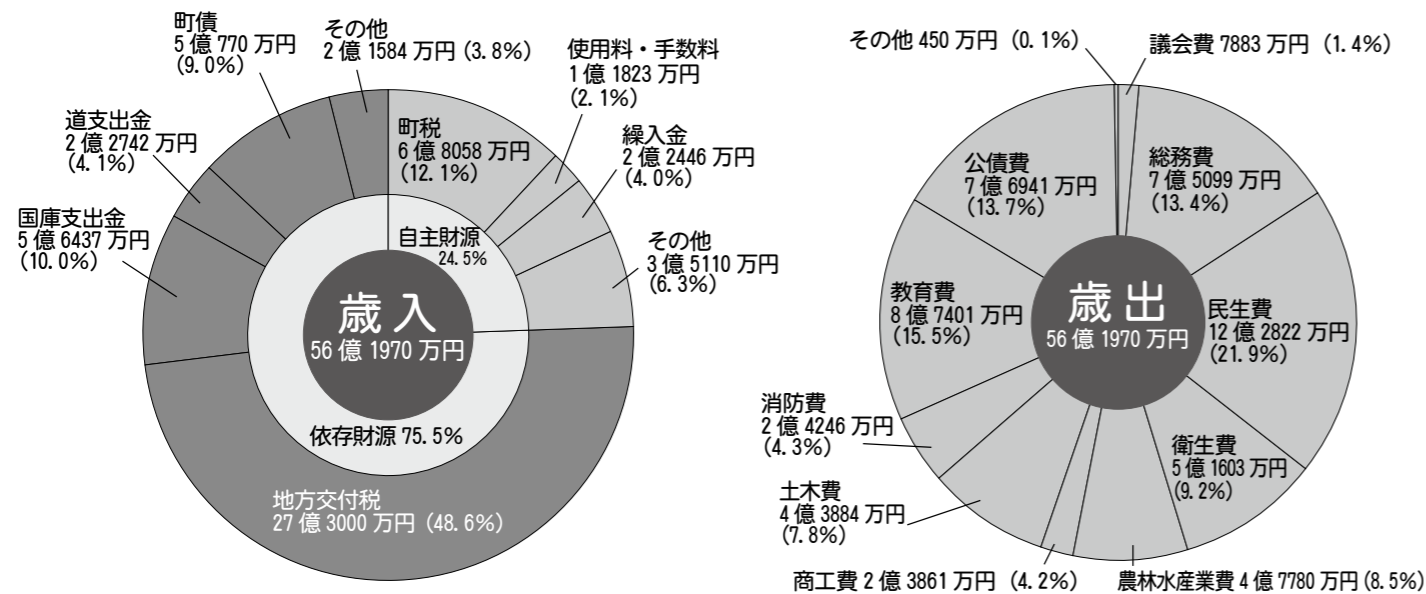
令和3年度の一般会計当初予算は、町長選挙のため、人件費や扶助費、公債費などの義務的な経費を中心とした予算（骨格予算）でした。

このたび6月の議会で政策的な経費を含む補正予算が成立しましたので、お知らせします。

一般会計予算の補正後の予算額は56億1970万円、特別会計などでは22億3379万円となります。

多機能型交流施設を整備するアイヌ文化拠点空間整備事業やにいかっぷホロシリ乗馬クラブ外構工事のほか、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費などを追加しています。

●問い合わせ先
総務課総務グループ財政係 ☎0146・47・2114



会計名	今年度予算額	前年度予算額	前年度比増減率
一般会計	56億1970万円	60億9400万円	△7.8%
簡易水道事業特別会計	2億4029万円	2億1921万円	9.6%
下水道事業特別会計	2億2923万円	1億9789万円	15.8%
国民健康保険特別会計	8億6937万円	8億8871万円	△2.2%
後期高齢者医療特別会計	8694万円	8228万円	5.7%
介護サービス特別会計	3億3776万円	3億5760万円	△5.5%
国民健康保険診療所特別会計	4億7020万円	4億8724万円	△3.5%
特別会計合計	22億3379万円	22億3293万円	0.1%
総額（一般会計+特別会計）	78億5349万円	83億2693万円	△5.7%

職員の動き 7月1日付けで、職員の人事異動がありましたのでお知らせします。

町長部局

課名	発令内容	氏名	前職
総務課	総務グループ総務係主査兼防災係主査兼選挙管理委員会書記	矢野 景士	総務グループ財政係主査兼選挙管理委員会書記
	総務グループ財政係主任兼選挙管理委員会書記	川口 和哉	総務グループ総務係主任兼防災係主任兼選挙管理委員会書記
	総務グループ財政係主任兼選挙管理委員会書記	山岡 拓矢	企画課企画広報統計グループ企画係主任
企画課	企画広報統計グループ企画係主任主事	中村 瞬	産業課産業グループ農産係主任主事
税務課	税務グループ賦課係主任	早坂 宏	建設水道課管理グループ管理係主任
建設水道課	管理グループ管理係主任	小林 元希	保健福祉課保健福祉グループ福祉係主任
産業課	産業グループ農産係主査	酒井 伸輔	総務グループ財政係主査兼選挙管理委員会書記
保健福祉課	保健福祉グループ福祉係主任	西野 恭平	税務課税務グループ賦課係主任
老人ホーム	庶務係主査兼主任生活相談員	松原 寿安	老人ホーム施設介護係主査

役場からのお知らせ

— Niikappu Town Office Information —

その2

町民生活課からのお知らせ

子育て世帯生活支援特別給付金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症により、雇用動向の悪化などから失業や収入減少などの影響を受けている低所得の子育て世帯に対し、給付金を支給します。ただし、国が先に実施している同給付金の「ひとり親世帯分」を既に受給した方は対象外となります。

【支給対象者】

- ①令和3年3月31日時点で18歳未満の児童を養育する父母など
※障害児の場合、20歳未満まで対象となります。
※令和4年2月末までに生まれた新生児などを養育する父母も対象となります。
- ②令和3年度住民税（均等割）が非課税の方または令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

【支給金額】

児童1人当たり 一律5万円

【申請方法】

- 申請不要の方
令和3年4月分児童手当または特別児童扶養手当受給者で住民税非課税の方
- 申請が必要な方
上記以外で高校生のみ養育していて住民税非課税の方や収入が急変し住民税非課税相当の収入となった方

【申請期限】

令和4年2月28日（月）

国民年金保険料免除手続き

【保険料免除制度】

経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合に、本人と配偶者、世帯主の前年所得を審査し、承認されれば保険料納付の全額または一部が免除されます。また、失業された方は、離職票や雇用保険受給資格者証を添付すれば、その方の前年所得を0円として審査をする特例もあります。

○全額免除となる所得の目安

{(扶養親族の数+1) × 35万円} + 22万円

【若年者納付猶予制度】

本人が50歳未満であるときに限り、世帯主の前年所得にかかわらず、本人と配偶者の前年所得を審査し、承認されれば保険料納付の全額が猶予されます。

○全額猶予となる所得の目安

全額免除の所得基準と同じ

【令和3年度免除期間】

- 期間は令和3年7月から令和4年6月までとなります。また、申請日より過去2年1カ月前まで遡って申請が可能です。
- 例) 令和3年7月に申請する場合の免除可能期間
将来期間：令和3年7月～令和4年6月
過去期間：令和元年6月～令和3年6月
- ※過去期間は、すでに保険料が納付されている場合は除きます。

蜂の巣駆除補助金の拡大について

蜂の巣駆除補助金については、1個につき5千円を補助していましたが、今年度より道町民税非課税世帯については、駆除費用の全額を町が補助することとしました。

これにより、申請者が駆除業者へ支払う金額が異なることから、駆除依頼後は、役場へ早急に申請書を提出してください。

家庭ごみの排出時の注意点について

- ごみの排出は午前8時までに排出してください。日によって、いつもの回収時間と異なる場合があります。

- 指定ごみ袋にきちんと収まっていないものなどは、回収できませんので必ず守りましょう。

また、会社などの事業所から出るごみは、法律で事業者自ら適切に処理することとされており、家庭ごみでは回収できませんので、予めご承知ください。

- ●問い合わせ先：町民生活課町民生活グループ ☎0146・47・2112

